

訓 令

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第2号

本 庁
出先機関

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令

富山県公印管理規程（昭和62年富山県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び分任出納員印」を「、分任出納員印及び企業出納員印」に改める。

別表に次のように加える。

企業出納員印	企業出納員	企業出納員
--------	-------	-------

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(文書総務課)